

議案第 1 2 号

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正
する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年 1 1 月 2 5 日提出

佐倉市長 西 田 三十五

佐倉市条例第 号

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年
佐倉市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条の2第1号中「失職」の次に「又は死亡」を加え、同号ただし書を削
り、同号に後段として次のように加える。

この場合において、その月の報酬の額は、その月の現日数を基礎として日
割りによって計算する。

第2条の2第2号中「月割計算の方法により前号」を「前2号の規定」に改
め、同号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

（2）月額報酬を受ける特別職の職員が、月の初日（月の中途においてその
職に就いたときにあっては、その職に就いた日）からその月の末日（月の
中途においてその職を退いたときにあっては、その職を退いた日）までの
間にわたりその職責を果たすことができないと認められるときは、その月
の報酬を支給しない。

別表第1選挙長の項中「10,600円」を「10,800円」に改め、同
表投票管理者の項投票所の目中「12,600円」を「12,800円」に改
め、同項期日前投票所の目中「11,100円」を「11,300円」に改め、
同表開票管理者の項中「10,600円」を「10,800円」に改め、同表
投票立会人の項投票所の目中「10,700円」を「10,900円」に改め、
同項期日前投票所の目中「9,500円」を「9,600円」に改め、同表不
在者投票の外部立会人の項中「10,700円」を「10,900円」に改め、
同表開票、選挙立会人の項中「8,800円」を「8,900円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。